

知っていますか？ 海外歯科技工問題

H①

～輸入された入れ歯や被せ物の安全性について考える

家庭栄養研究会 蓮尾隆子

一口腔内に装着される人工臓器（歯科技工物）が海外で委託加工され輸入—
消費者（患者）の立場から

1、知らなかった、知らされていない新たな不安

医療分野でも安価であることを売りに海外委託の歯科技工物が広がっている（法律上の制約、行政上のチェックもないまま）。日本では使用禁止のベリリウムが検出され、厚労省も把握していなかったとのこと。

にもかかわらず、一部メディアが、単発的にしか取り上げてこなかった。保団連を始め関係者による、厚労省、消費者庁等への各種申し入れ、働きかけが行われていたようだが、本年2月、TBS報道後ですら、国会の動きも全くといってよいほど、国民（患者・消費者）にその情報は届いていない。

今回も、食の安全に関心が深く、消費者運動に携わっている人たちに聞いてみたが、ほとんど状況を把握していない。（現在歯科受診中にもかかわらず）保団連、福島保険医協会の調査アンケートの結果からも読み取れる。

1、健康確保は口から始まる

安全で質の良い食べ物を、効率よく消化吸收するためには、咀嚼機能を駆使、高め、唾液の分泌を促す、口の中の健康度を高め、脳、体の機能活性化にもつながる「噛む」こと（そのための生涯にわたる歯の健康管理）の大切さを会活動のなかで提起してきた。

食の安全・安心運動にとっても “健康を守るための仕分けをする関所・関門が口” と……。

その観点からも、今回テーマは、歯科技工物の海外委託問題とその安全性、行政の対応と法制度のありかた、当事者のコンプライアンスにかかわる問題意識、国民（患者・消費者）への情報開示、医師と患者のインフォームドコンセント、権利（社会、経済的な仕組みの解明）などのあり方につながる大きな問題として捉えざるをえない。

1、食の安全確保と同時に歯科技工物の安全確保は絶対条件

いちばん身近で生涯ともにする人工臓器（入れ歯、被せ物、インプラントなど）は、常に口中にあり、磨耗、溶解は避けられず、使用されている成分、

化学物質は、慢性的に各器官に取り込んでしまう。食物が含有している成分、添加物等の化学物質とが影響しあう相乗効果・毒性などの問題などが危惧される。歯科技工物の材質、加工上の添加剤の使用などについては慎重な研究、検証が必要では。

1、海外委託歯科技工物の安全確保に対する、厚労省の見解・対応に疑問

海外技工物に関し、厚労省は国内法の「歯科技工法の適用外」であり、「医薬品でない雑貨扱い」との見解と事実には仰天。海外での無資格者が施設条件のない場所でどのような金属材料をしても問題ないとする姿勢にも仰天。

○また、今後の対応として、業者、歯科医師の自主規制に委ねたまま、2010年10月に海外委託加工のトレーサビリティを設けるとのことだが、まず、安全性、品質に関し、透明性ある情報公開の保障（制度化）が不可欠。

- ・ 海外委託技工物が、国内法、基準制度と同等の規制が行える法整備、検査体制の構築が求められる。

トレーサビリティシステムを設けるだけでは解決しない。

1、改善のために、消費者の問題として共通認識がもてるか

海外歯科技工物そのもの、安全にかかわる規制などの法制度の網など、患者のほとんどが知らない。知らされていない。歯科医師からも説明は受けていない。患者はもとより、消費者がこの問題を自らの問題として捉えられるかどうかにかかっている。患者＝消費者とは必ずしもいえない

1、今後の対応のひとつ、「海外委託歯科技工問題」を消費者も参画した消費者問題としてとらえるために

今回のテーマを共通認識の契機として、食の安全も医療の安全も国民の視点に立って考えよう

1、食の安全、安心確保のために、行ってきた消費者運動とは、

いのちと健康を脅かす食の安全問題は、消費者自らに降りかかる問題であり、自ら解決しようとする気概が必要。

全国の消費者団体・生協・消費者グループは、今日的な食の安全性を確保する社会的な仕組みの確立を求め、各種関連法の改正を求める国会請願運動をはじめ、数々の運動にとりくんできた。（ときには事業者、生産者団体とも連携し）

消費者行動とは、関心を持つと疑問がわく、メーカー、販売店に聞く、講習、学習会等に参加する、本、インターネットなどで調べる。関係省庁

などに問い合わせてみる、モニター、ウォッチャーなどに応募してみるなど自分の物差し・判断基準を構築することなどからはじまる。

それらを積み重ねた行動、連携が消費者団体、グループ結成へと広がり、半世紀を越えるその活動は、食品安全行政の大転換期とも言われる 2003 年、食品に関する法制度の改正、消費者団体が自ら起案した法律制定要望は「食品安全基本法」制定につながり、リスク管理、リスク評価を分けた食品安全委員会（内閣府）の設置が実現した。食衛法の大改正により、これまで事業者を規制することで、その反射的利益を消費者が受けるといった消費者を対象としていない、食衛法を改正し、国民消費者の視点に立った「国民の健康保護を目的とする」との文言が明記された。（その背景には、消費者団体による 1400 万筆も集めた請願書名運動がある）

消費者基本法が 2004 年には、消費者基本法が改正され、消費者の権利、（第 2 条に、消費者の安全、自らの選択の機会が確保）と明記される。食育基本法が 2005 年に制定

事業者利益優先から、消費者利益優先に方向転換したともいえる。トレーサビリティ、消費者参加によるリスクコミュニケーションシステムの導入もその一環。

昨年 9 月には、消費者団体が長年要望してきたこれまでの縦割り行政の弊害を解消するためにも、消費者行政の司令塔としての「消費者庁」「消費者委員会」が創設、設置され、積極的かつ責任ある消費者の参画、参加、監視が機能発揮のカギを握っているともいえる。

1、消費者運動の基盤にある考え方（国際消費者機構）消費者の役割として消費者の 8 つの権利

- ①生活の基本的ニーズが保障される権利
- ②安全が保障される権利
- ③知らされる権利
- ④選択する権利
- ⑤意見を反映される権利
- ⑥補償を受ける権利
- ⑦消費者教育を受ける権利
- ⑧健全な環境の中で働き生活する権利。

5 つの責任（消費者の利益を用語し、促進するために消費者として）

- ①批判的意識
- ②自己主張と行動
- ③社会的関心
- ④環境への自覚
- ⑤連帯